

## 経營業務の管理責任者及び営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）と工事現場に従事する主任技術者との兼務について

請負代金額4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の技術者の専任配置が法令上求められない工事においては、次の要件をすべて満たす限り兼務を認める。

なお、これらに該当の有無は、ケース・バイ・ケースで判断する。

- ① 主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ただし、以下の点に注意すること。

- ① 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、3ヶ月の継続雇用要件が適用されること。
- ② 当初専任を要しない工事であっても、変更契約等により請負代金額が増加し専任を要する工事となった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。
- ③ 現場代理人については、工事現場への常駐が求められていることから、常に経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。
- ④ 現場責任者については、維持管理業務委託等が行われる現場への常駐が必要なものとするが、現場への常駐を要する期間は、実際に現場での作業が行われている間としていることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務を認める。

## 4 受注者と現場代理人・監理技術者等との関係の確認

### (1) 直接的・恒常的な雇用関係について

現場代理人、監理技術者等は、受注者と直接的な雇用関係（専任を求められる監理技術者等の場合には、引き続き3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係）にあることを要し、当該関係は「現場代理人・技術者届」により確認する。

- ① 当該受注者の雇用保険を有すること。
- ② 賃金台帳写しの提示があること。

② 労災保険関係成立票

労働者災害補償保険法

施行規則 第49条（法令の要旨等の周知）

事業者は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係ある規定の要旨、労働保険に係る保健関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式25号）を見やすい場所に掲げなければならない。

様式第25号(第77条関係)	
2 5 c m 以 上	<b>労 災 保 険 関 係 成 立 票</b>
	保 険 関 係 成 立 日 年 月 日
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	2 5 c m 以 上 労 働 保 険 番 号
	●〇〇●〇●-〇〇●-〇
	事 業 期 間
	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
事 業 所 主 の 名	
住 所 氏 名	
高知市本町1-1-1 〇〇建設株式会社 高知 太郎	
注 文 者 の 氏 名	
高知県△△事務所	
事 業 主 代 理 人 名	
の 氏 名	
35cm以上	

③ 施工体系図

建設業法 第24条の8の4（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第15条1項 建設業法第24条の8第4項の規定の適用について、同項中「見やすい場所」とあるのは、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所、とする。

④ 作業主任者の氏名等の周知

労働安全衛生規則 第18条

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

⑤ 建退共加入者証

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款 第32条（標識の提示等）

共済契約者は、発注者から直接建設工事を請け負ったときは、機構において作成、配布する「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を該当建設工事現場に掲示してください。

打ち合わせ記録

No.1

1 確認事項

(1) 工事着手予定日 ( 年 月 日) ※緊急連絡先の確認 確認 未確認

(2) 請負代金内訳書 確認 = 提出 未提出

(3) 工事カルテ(500万円以上10日以内) 提出確認 受注 変更 完成 訂正

(4) 建退共掛金収納書届出書(契約後30日以内) 確認 提出 未提出

(5) 技術者等配置確認 現場代理人 主任技術者 監理技術者

(6) 特記仕様書及び施工条件明示 確認 未確認

(7) 中間検査の有無及び時期 有 無

(中間検査は原則1回とする、なお実施時期は工事進捗率30～80%、債務工事等で中間検査が複数の場合は適時協議のうえ実施時期を決定する。)

1回目 % 年 月 日 工程指定

2回目 % 年 月 日 工程指定

3回目 % 年 月 日 工程指定

(8) 設計図書の照査 済 未(予定日 年 月 日)

(9) 工事用地の確認 丈量図

用地買収 = 済 未(予定買収日 年 月 日) 位置確認

買収条件 = 無 有(確認事項)

(10) 官公庁等への手続き

労働基準監督署 海上保安部 道路管理者 河川管理者 その他( )

(11) 総合評価方式 確認 (区分)高度技術提案型 技術提案型 施工計画型 企業評価型

(12) ワンデーレスポンス 確認

(13) ウィークリー・スタンスの実施

①月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない 実施

②ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない 実施

③金曜日(休日前)に依頼はしない 実施

④打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する 実施

( 設定時刻 時 ~ 時 )

⑤(業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない 実施

⑥作業内容に見合った作業期間を確保する 実施

⑦作業時間外に応答が必要な連絡を行わない 実施

⑧その他、任意に設定する 実施

(例:打合せはWEB会議を活用するetc)

(14) 情報交換等確認方法

・情報共有システムの使用 あり(システム名) なし

・段階確認実施表 ----- 電子メール 紙ベース 情報共有

・工事に関する確認票 ----- 電子メール 紙ベース 情報共有

・休日・夜間作業届 ----- 電子メール 紙ベース 情報共有

・電子納品に関する各種チェックシート ----- 電子メール 紙ベース 情報共有

(15) その他 週休2日制 [ 月単位 週単位 ]

ICT活用工事 遠隔臨場

交通誘導員の長時間移動

・法定外の労災保険加入 済 未(予定 年 月 日)

・関係する規制法令等 有 無 ( 法 )